

# SaMaZaMa Club 会員規約

(2005年8月8日制定) 改正 2012年4月1日

## 第1条 (名称)

この会の名称を「SaMaZaMa Club(さまざまくらぶ)」と称します。

## 第2条 (目的)

この会は、公益財団法人伊賀市文化都市協会(以下「財団」という。)が、伊賀市文化会館・ふるさと会館いが・青山ホール・あやま文化センター等で財団が実施する音楽、演劇、演芸等の文化事業を低廉な料金で鑑賞できる機会を提供し、ふれあい豊かな文化交流のまちづくりに寄与することを目的とします。

## 第3条 (会員)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、財団に入会申込書(以下「申込書」という。)の提出及び会費の納入をし、かつ財団が入会を認めた方をいいます。
2. 申込書は、本人一通とし、未就学児の入会は認められません。
3. 会員が資格を有する期間(以下「会員期間」という。)は、入会日から1年経過した月の末日までとします。
4. 会員期間終了後、引き続き会員として継続を希望する場合も、申込書により継続手続きを行うものとします。

## 第4条 (会費)

1. 会費は、年会費1,000円を財団で定めた方法により一括で支払うものとします。
2. 会員が継続を希望するときは、会員期間の最終月までに年会費を支払うものとします。

## 第5条 (会員証・会員の責務)

1. 会員には会員証を交付します。
2. 会員証を紛失または盗難にあった場合は、ただちに届けてください。会員証を再発行いたします。
3. 紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

## 第6条 (会員特典)

1. 会員には毎月、財団の情報誌等を送付いたします。
2. 会員は、財団の主催事業等財団が指定する公演のチケットを、伊賀市文化会館・ふるさと会館いが・青山ホール、あやま文化センターの窓口で会員証を提示することにより、1事業につき1人1枚、割引料金で購入することができます。(一部割引対象外の公演もあります。)
3. 会員は、財団の主催事業等財団が指定する公演のチケットを一般発売日に先立ち、優先的に購入することができます。(ただし、購入できる枚数・期限・購入方法等は財団が指定いたします。)
4. 会員には、抽選で財団の主催事業等財団が指定する公演のグッズや出演者のサイン色紙をプレゼントします。

## 第7条 (届け出事項の変更等)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を財団に届けて下さい。
2. 前項の届出がないために財団からの送付書類等が届かない場合がありますので、ご注意ください。

## 第8条 (退会等)

1. 会員が退会するときは、財団に届出をし、チケット代など債務を完了するとともに会員証を返却するものとします。なお、会員期間中の退会であっても、お支払い済みの年会費は返還しないものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。
  - (1)入会時に虚偽の申告があったとき。
  - (2)チケット代金等の支払いを怠ったとき。
  - (3)財団が定めた規約に違反があったとき。
  - (4)その他、運営上に支障があるとき。

## 第9条 (規約の変更)

財団は本規約を随時変更することができるものとします。この場合、財団はすみやかに変更事項を会員に通知するものとします。

## 第10条 (個人情報保護の対応について)

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報の適正な管理と利用・保護に努め、以下の目的においてのみ利用します。

- (1)新規入会や継続申し込みの受付のため。
- (2)会員特典をご利用いただく資格等の確認のため。
- (3)会員期間管理等、継続的なサービスにおける管理のため。
- (4)意向調査、データ分析やアンケートの実施等による友の会会員特典やサービスの研究や開発のため。
- (5)財団の発行する情報紙や公演のチラシ等、会員特典に関する情報提供のため。
- (6)退会や退会後の事後管理のため。
- (7)その他、会員の皆様が会員特典を適切かつ円滑にご利用出来るようにするため。

附則 この規約は、2006年4月1日から施行する。